

第24期第15回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年10月8日(金)午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 相原和彦 1名
- 5 議 案
 - (1) 土地区画整理事業に伴う農地の取扱いに関する意見照会について (第1・2号)
 - (2) 特定農地貸付けの承認について (第3号)
 - (3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第4号)
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第5・6号)
 - (5) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第7～13号)
 - (6) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明について (第14号)
 - (7) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第15・16号)
 - (8) 東京都指導農業士の推薦について (第17号)
- 6 報 告
 - (1) 特定農地貸付けに係る変更について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (3) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
 - (4) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第15回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

事 務 局 本日、事務局長は欠席です。
ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、宮本兼一委員と本橋朋和委員に申し上げます。
それでは、議案の審議に入ります。
総会資料2ページ、議案第1号および議案第2号は一括審議で申し上げます。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号および第2号は、一括して審議をお願いします。
議案第1号「土地区画整理事業に伴う農地の取扱いに関する意見照会について」です。令和3年9月27日付けで、大泉町一丁目北土地区画整理事業個人施行者準備会代表者から、土地区画整理事業に伴う農地の取扱いについて意見照会がありました。3ページをお願いします。準備会の代表者は記載のとおりです。
続いて、4ページをお願いします。
議案第2号「土地区画整理事業に伴う農地の取扱いに関する意見照会について」です。令和3年9月27日付けで、大泉町四丁目土地区画整理事業共同施行者準備会代表者から、土地区画整理事業に伴う農地の取扱いについて意見照会がありました。5ページをお願いします。準備会の代表者は記載のとおりです。
2ページにお戻りください。
本来ですと各代表者から説明をいただくところですが、内容が専門的ですので、区画整理事業の所管課である東部地域まちづくり課か

ら説明いたします。議案とは別に資料を配布しておりますので、そちらをご覧ください。「土地区画整理事業について」と「言葉の説明」、「大泉町一丁目北土地区画整理事業 農業委員会資料」、「大泉四丁目土地区画整理事業 農業委員会資料」の4点です。

東部地域まちづくり
課 長

東部地域まちづくり課長の竹内と申します。

議案第1・2号の説明の前に、土地区画整理事業についてご説明いたします。配付している資料の「土地区画整理事業について」をご覧ください。

土地区画整理事業とは、道路や公園を作り、土地を整形にし、土地の再配置を行う事業です。土地所有者から少しずつ土地を提供していただき、これをもとに必要な道路や公園などの公共施設を整備したり、事業資金を生み出すための保留地としたりします。土地所有者から土地を提供いただくことを減歩と呼びます。土地は減歩により小さくなりますが、土地の形が良くなったり、幅広い道路に面したりすることにより、土地の評価は高まります。事業の流れにつきましては、下部のフローチャートになります。本日は、事業計画書の作成後に行う、農業委員会への意見照会となります。

土地区画整理事業で使用する言語の説明は、「言葉の説明」のページを後ほどご参照ください。

次に、議案第1号にかかる大泉町一丁目北土地区画整理事業についてご説明いたします。

最初に、2ページをお願いします。本事業の施行区域を示した位置図になります。今回、土地区画整理事業を行う区域は、図中の中央にある赤線で囲まれた区域になります。本地区は、練馬区の北西部に位置し、本地区の東側で和光市と接しています。

3ページをお願いします。公図を基図とした区域図になります。

4ページをお願いします。区画整理事業を行う区域の現況です。本

区画整理事業の事業区域は、図面の赤線で囲まれた範囲で、東西約40m、南北約100m、面積約0.4haで事業の施行を予定しております。図面では、生産緑地を緑色に着色しており、地区東側の着色していない箇所は区有通路（いわゆる赤道）となっています。現況は、区域の9割以上が生産緑地地区に指定された農地として利用されており、そのうち一部がブルーベリー摘み取り園として利用されています。本区画整理事業は、地区内地権者1名で施行し、道路や公園の公共施設を整備することにより、営農環境の向上や計画的な維持保全を図る計画となっております。施行の認可申請は令和3年12月を予定しております。

5ページをお願いします。区画整理後の土地利用図です。公共施設として、幅員6mの道路と237㎡の公園が新たに整備されます。農地については、より利用しやすいように配置し、営農環境を向上させ、土地の有効利用とともに、計画的な農地の保全を図ります。

6ページをお願いします。事業の前後における農地面積の増減です。生産緑地の面積は、施行前が3,761㎡、施行後は2,924㎡となり、837㎡が減歩され、減歩率は約22%となります。

7ページをお願いします。本事業のスケジュールです。認可後、令和4年度中に工事を行い、5年12月に事業終了を予定しています。また、事業費として、工事費、事務費など約2億3,200万円を見込んでおります。事業の概要や詳細な数値については、1ページに記載しておりますので、お目通しください。

次に、議案第2号にかかる大泉町四丁目土地区画整理事業についてご説明いたします。

最初に、2ページをお願いします。本事業の施行区域を示した位置図になります。今回、土地区画整理事業を行う区域は、図中の中央にある赤線で囲まれた区域になります。本地区は、練馬区の北西部、関越自動車道の北側に位置します。

3 ページをお願いします。公図を基図とした区域図になります。

4 ページをお願いします。区画整理事業を行う区域の現況です。本区画整理事業の事業区域は、図面の赤線で囲まれた範囲で、東西約 80m、南北約 70m、面積約 0.6ha で事業の施行を予定しております。図面では、生産緑地を緑色、市街化農地を橙色、宅地を黄色に着色しております。現況は、区域の 6 割以上が農地として利用されており、そのうち約 8 割は生産緑地地区に指定されております。農地以外は宅地として利用され、住宅や共同住宅が建てられています。本区画整理事業は、地権者 4 名で施行し、道路や公園との公共施設を整備することにより、営農環境の向上や計画的な維持保全を図る計画となっております。施行の認可申請は令和 3 年 12 月を予定しております。

5 ページをお願いします。区画整理後の土地利用図です。公共施設として、幅員 6 m の道路と 335 m² の公園が新たに整備されます。また、地区西側の道路は、練馬区道路網計画上、幅員 12m 以上で整備予定の生活幹線道路に位置付けられており、今回の区画整理事業により、道路中心から 6 m まで後退するとともに、歩道の整備を行います。農地については、より利用しやすいよう配置し、営農環境を向上させ、土地の有効利用とともに、計画的な農地の保全を図ります。

6 ページをお願いします。事業の前後における農地面積の増減です。生産緑地の面積は施行前 2,925 m²、施行後 1,144 m² となり、市街化農地の面積は施行前が 583 m²、施工後は 318 m² となり、農地全体では 2,046 m² が減歩され、減歩率は約 58% となります。

7 ページをお願いします。本事業のスケジュールです。認可後、令和 4 年度から 5 年度に工事を行い、令和 7 年 1 月に事業終了を予定しています。また、事業費として、工事費、事務費など約 3 億 9,000 万円を見込んでおります。事業の概要や詳細な数値については、1

ページに記載しておりますので、お目通しください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 土地区画整理事業について、東部地域まちづくり課から説明を受けました。議案の2ページをお願いします。

以上の2件の土地区画整理事業について、農業委員会としての回答案を記書き以下にお示ししております。議案第1号の大泉町一丁目北土地区画整理事業施行区域内の農地の取扱いにつきましては、1 農地の取扱いに関する意見は、換地後の農地について、その保全を考慮しつつ、営農環境の低下を招かないよう施行内容等については配慮されたい。2 土地区画整理事業施行にあたっての要望は、土地区画整理事業完了後、施行前と施行後の状況が確認できる関係資料の提出をお願いしたい。

続いて、4ページをお願いします。農業委員会としての回答案を記書き以下にお示ししております。議案第2号の大泉町四丁目土地区画整理事業施行区域内の農地の取扱いにつきましては、1 農地の取扱いに関する意見は、換地後の農地について、その保全を考慮しつつ、営農環境の低下を招かないよう施行内容等については配慮されたい。2 土地区画整理事業施行にあたっての要望は、土地区画整理事業完了後、施行前と施行後の状況が確認できる関係資料の提出をお願いしたい。以上です。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

榎本重恭委員 対象となる農地は納税猶予の適用は受けていますか。

東部地域まちづくり課 納税猶予の適用は受けていません。

長

西 貝 孝 之 会 長	ほかに何かございますか。
榎 本 重 恭 委 員	納税猶予の適用を受けている農地でも区画整理事業は可能ですか。
事 務 局	納税猶予の適用を受けている農地でも、換地をきちんと行っていれば区画整理事業は可能です。
榎 本 重 恭 委 員	納税猶予の適用を受けている農地で、区画整理事業を行った場合、猶予されていた相続税は遡って支払い請求がなされますか。また、農地面積は減るのではないのでしょうか。
事 務 局	農地面積は減少しますが、換地する場合には土地の評価額が同額あるいはそれ以上になるように計画しますので、相続税は遡って支払い請求されません。
田 中 大 代 委 員	例えば、税務署から相続税の納税猶予額が10億円と通知されたら、換地した後も10億円ということですか。
事 務 局	ご指摘のとおりです。
田 中 大 代 委 員	農地面積が減少しても、土地の価値は同じということになりますね。
東部地域まちづくり 課 長	農地面積が減少しても、道路に面し整形になる点を勘案すれば、土地の価値は同等になると考えます。
田 中 大 代 委 員	道路つきが良くなったからといって、価値は同じになりますかね。
事 務 局	換地を行う際は、以前の土地の評価に見合うように定めることが原

則となります。

宮本兼一委員 生産緑地ではない土地が、換地によって生産緑地の効力を引き継ぎ、指定から30年を経過したのち、特定生産緑地になることはありますか。

事務局 農地の場所が入れ替わった場合、当初の生産緑地における行為制限等は引き継がれます。引き継がれた期間の累計が30年経過した後、特定生産緑地になることはあります。

田中大代委員 大泉町一丁目の区画整理事業について、施行地区面積が0.4haの農地に、これほど高額な工事費がかかりますか。

東部地域まちづくり課長 道路は無電柱化を行います。大泉四丁目の事業も同様ですが、無電柱化の工事により、工事費が高額になることが見込まれます。

田中大代委員 電柱の設置は東京電力が行うのではないのですか。

東部地域まちづくり課長 電柱の設置は施行者が行います。区画整理事業の際には、東京都の方針で無電柱化を行うよう示されておりますので、東京都や区の補助などを活用して事業を施行することになります。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

それでは、本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、東部地域まちづくり課の職員が退席します。

(東部地域まちづくり課職員退室)

次に6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号「特定農地貸付けの承認について」です。令和3年9月13日付けで標記の申請があり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に定める要件に該当することを確認したため、下記のとおり承認する。本件は、練馬区が区民農園を開設することに伴う申請です。

記書きです。1 申請者は練馬区長です。2 農地の所有者は練馬区です。3 農地の地番および地積は記載のとおりです。位置について、7ページをお願いします。土支田二丁目です。豊溪小学校の北西側に1筆です。6ページにお戻りください。4 用途、5 募集の方法及び選考、6 利用者への貸付期間は記載のとおりです。引き続きご説明します。別冊資料のインデックス2をお開きください。まず、区民農園の仕組みをご説明します。1ページの図をご覧ください。

図表の1 特定農地貸付け法による市民農園開設、①地方公共団体及び農業協同組合の場合です。区が所有する農地を15㎡ごとに区画割し、区民に使用収益権を設定して、利用していただくという仕組みです。農地について使用収益権を設定する場合には、農地法第3条の規定により、原則として農業委員会の許可が必要です。しかし、区画貸し農園の開設のための貸し借りについては「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、農業委員会の承認を得た場合には、許可を得ることなく区画貸しができるというものです。

裏面をご覧ください。1 特定農地貸付けとは、

①10 アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。今回は、15 m²の区画で区民に利用していただくものです。

②営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。今回は区民農園であり、営利目的ではありません。

③5年を超えない農地の貸付けであること。議案に記載のとおり、今回は1年11か月の貸付期間です。

④⑤はいずれも該当しません。議案の6ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和3年9月1日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在などについて説明】

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の練馬区での流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしてい

ただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、表の一番下、総会での判断の部分です。続いてインデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者はその他一般法人に該当しますので、認定要件のすべてを満たす必要があります。議案の10ページをお願いします。

10ページから16ページまでが事業計画の認定申請書です。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間の始期は事業計画認定後からで、期間は20年間です。11ページをお願いします。3 都市農地における耕作事業の内容は、施設栽培でトマトの周年栽培をし、施設前の直売所及びJAの直売所で販売するとのことです。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。12ページをお願いします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。申請者の年間従事日数は、現状0日、賃借権等の設定後250日です。

II 選択項目です。申請者はオ、ア及びウ以外の法人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。

5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。申請者が所有権を有している農地、使用および収益を目的とする権利を有している農地はいずれもありません。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑1,340㎡で野菜を作付けし、樹園地300㎡でブドウを、80㎡でブルーベリーを植えます。13ページをお願いします。(2) 大農機具はありません。(3) 農作業に従事する者です。申請者以外の常時労働力は1人、農作業歴は4年です。臨時雇用労働力は1人、農作業歴は4年です。常時従事している者及び臨時雇用者の所在地と借り受ける土地との距離は徒歩で1分です。

6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

7 地域との役割分担の状況です。農地を適正に管理するとともに、地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組みます。14ページをお願いします。

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名ならびにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画は記載のとおりです。

17ページと18ページは農地使用貸借契約書です。賃借料はありません。19ページは貸借地における営農計画ですのでお目通しください。

8ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員をお願いします。

加 藤 和 雄 委 員 9月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、大型のハウスでトマトを栽培しており、ブドウやブルーベリーも作っております。トマトは3段階に分けて栽培し、調査時は一部植えてある状態でした。トマトは自販機の直売所で販売し、ブドウはワインを製造する事業者に出荷するそうです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和3年9月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員をお願いします。

尾崎賀一委員 9月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。カキの木が1本植わっていました。また、キャベツやブロッコリーなどが作付けされており、これから秋の作付けをするとのことで、綺麗に耕運されていました。以前は、肥料や農具をしまう簡易的な倉庫がありましたが、撤去されていました。また、野菜を売るための棚がありましたが、場所を移して自宅で販売しています。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和3年9月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人などについて説明】 事務局からは以上です。
西貝孝之会長	それでは、篠田政巳委員お願いします。
篠田政巳委員	9月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 (1)の畑では、春にジャガイモの作付けを予定しており、調査時は綺麗に耕運されていました。(2)(3)の畑には、ハウスが6棟と西側にハウスが1棟ありました。ハウスではイチゴの苗の管理から収穫までを行っており、販売は庭先での直売です。 東側の特例農地外にハウスが1棟ありますが、来年の2月下旬まで栽培し、その後解体して処分するそうです。 境界についても確認しました。よろしくをお願いします。
西貝孝之会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 次に、24ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和3年9月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 9月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらは一団の畑だったものが、道路予定地として金属フェンスで分断されたような形となっております。現在は申請者の息子さんがミカン畑として活用しており、柑橘類が数十本植えられています。全面防草シート張りで、自然栽培方法で雑草を堆肥化するための置き場が設置されており、受粉にニホンミツバチを使用するとのことで、三つの群れが活発に活動しているような状況でした。南側の畑の中央に細く赤道が通っていますが、既に数年前に国から払い下げを受けているとのこと。販売については、希望者への直接販売とのことでした。また、以前道路の造成により直売所が取り壊しとなりましたが、今後仮設の直売所を設けて販売していきたいとのことでした。境界についても確認しました。よろしくお願います。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願い

いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年9月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 9月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑の西側にハウスがあり、そこでキュウリが作付けされていました。東側にはブドウの棚があり、藤稔が栽培されていました。北東側にカキが2本植わっており、南側の細長いところでキャベツやブロッコリーが作付けされ、また、カリフラワーやオクラ、コマツナなどの秋野菜が作付けされていました。販売は庭先直売です。境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、28ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和3年9月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは篠田政巳委員お願いします。

篠 田 政 巳 委 員 9月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらは一団の畑となっております、サトイモやハクサイ、ダイコンなどが綺麗に栽培されていまして、境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、30ページです。議案第10号および議案第11号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号および第11号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年9月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業

経営を行っている旨の証明について」です。令和3年9月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは篠田政巳委員お願いします。

本 橋 朋 和 委 員 9月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
両議案の畑ともブドウ畑となっております、議案第10号の畑では、シャインマスカットと高尾、藤稔が、議案第11号の畑にはシャインマスカットと高尾が栽培されていまして、下草が刈ってあり、綺麗に管理されておりました。販売は庭先直売です。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、34ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年9月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは瀧島規秀委員お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 9月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)(2)(5)の畑は芝生になっております。芝生は埼玉県の事業者
に販売をしているとのこと。 (1)(2)の畑の南側にラッカセイ
が植えられていました。(3)の畑の南側は芝生になっています。北
側ではアスパラやオクラ、キャベツなどが自家消費のために作って
あります。(4)の畑では、今年はスイカを作ったとのこと、現在
はネギとコマツナが作付けされてきました。
境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、36ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願い
します。

事 務 局 議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。令和3年9月27日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員

9月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑では、キャベツやブロッコリーが作付けされ、北側にはみかんが植わっていました。南東側には直売所があり、納税猶予から外れています。昨年の農地パトロールにて、指導が入った畑でしたが、今年は綺麗にされていました。

(4)から(8)の畑では、ネギやラッカセイ、ゴボウなどが綺麗に作付けされていました。西側に隣接する農地は区民農園になっています。西側の道路に面したところに農業用のパイプで組んだ倉庫がありました。販売は庭先直売です。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、38ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第14号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明について」です。令和3年9月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

相続人は、納税猶予適用農地で農地法第43条による農作物栽培高度化施設の適用を受けています。この場合には、「農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明」が必要ですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明と合わせて証明するものです。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは木村隆昭委員お願いします。

木村隆昭委員 9月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑の南側にハウスが2棟あり、そこでコマツナなどが作付け
されていました。その北側に、キャベツやサトイモ、ニンジンなど
が作付けされていました。
(2)から(5)の畑では、南側にブルーベリーが栽培されています。
その北側にハウスが2棟あり、西側はシイタケを、東側ではキュウ
リを栽培しています。調査時、東側のハウスではキクが植わってい
ました。さらに北側に、ラッカセイやモロヘイヤなどが作付けされ
ているほか、ハウスが1棟あり、そこでナスが栽培されていました。
販売は、野菜に関しては庭先直売とJAとのことです。ブドウはワ
インを製造する事業者に出荷するとのことです。ブルーベリーはJ
A直売所と庭先直売、摘み取りとのことです。
境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

瀧島規秀委員 農作物栽培高度化施設とはどのような施設ですか。

事務局 底面がコンクリート等で覆われた農業用施設のことで、農業委員会
に届出を行うことでそのような施設を農地に設置しても、農地転用
にあたらないこととされています。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、40ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年9月3日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 9月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。約20年前までは、ブロッコリーやキャベツを市場に出荷していたようですが、その後は季節の野菜を自宅前と自販機で直売しています。畑の北側では、ブロッコリーやキャベツが作付けされており、その南側は綺麗に耕運されていました。さらにその南側では、ナスやサトイモなどが作付けされ、草もなく綺麗に管理されております。証明期日が平成30年12月6日ということですが、当時、農地パトロールにおいて、綺麗に管理し耕作されていたことを確認しております。期日後も申請者が引き継いで、畑を綺麗に管理しております。境界についても確認しました。南側にいつでも剥がせるような簡易舗装がされていますが問題ないと思います。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、42ページです。議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年9月6日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。
【申請者、証明対象者などについて説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは井口哲哉委員お願いします。

井 口 哲 哉 委 員 9月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑にはハウスが1棟ありましたが、何も作付けされていない状態でした。露地ではサトイモやネギが栽培されていました。(2)の畑ではネギが栽培されていました。販売先は庭先直売とJA直売所です。
(2)の畑に刈った草が置いてある状態だったので、穴を掘って埋めるなどしてはと指導をしました。境界についても確認しました。
よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、44ページです。議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第17号「東京都指導農業士の推薦について」です。
令和3年8月30日付けで、下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。
【被推薦者、住所などについて説明】
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。
質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「特定農地貸付けに係る変更について」のご報告です。令和3年9月21日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令(平成元年政令第258号)第4条第1項に基づき報告書が提

出されたので、下記のとおり報告する。

本件は、区民農園の契約期間更新に伴う報告事項です。

【申請者、農園の所在・地積・所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、70ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に72ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「練馬区農業委員会後援名義等使用に係る事業計画の変更について」です。東京あおば農業協同組合代表理事組合長から、令和3年

9月22日付けで事業計画変更届出書が提出されたので、報告するものです。

1 変更する事業は記載のとおりです。2 変更理由は、(1)延期・中止については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業を中止または事業内容を変更することとしたためです。

(2)開催については、第24回JA東京あおば農業祭中止に伴う代替措置として、規模縮小での農産物即売を実施し、農産物の販売機会を確保するためです。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に74ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和3年9月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第15回練馬区農業委員会総会を終了します。

会長

署名人

署名人